

船通航 信員 員官	高	校	卒	1 級 1 号俸
	海上保安大学校専攻科修了 課程卒			1 級 24 号俸
海上保安官	海上保安学校本科の修業年限 2 年の 課程卒			1 級 11 号俸
	海上保安学校本科の修業年限 1 年の 課程卒			1 級 7 号俸

別表第二の公安職俸給表(初任給俸給表)の欄に「この表」の次に「又は第 4 項の表」を  
え、同表の欄に次の二項を加える。

- 3 試験欄の「専門職(大卒二群)」の区分の適用を受ける者のうち、法務省専門職員(人間科学)  
採用試験の矯正心理専門職 A 又は矯正心理専門職 B の結果に基づいて職員となつた者で、少年  
鑑別所において資質の鑑別に関する職務に従事するもの(大学院において心理学を専攻し、修  
士課程修了以上の学歴免許等の資格を有するものに限る。)については、この表の初任給欄の号  
俸が「1 級 22 号俸」と定められているものとして取り扱うものとする。
- 4 平成 24 年 2 月 1 日前に告知された採用試験の結果に基づいて職員となつた者には、次の表を  
適用する。

採用試験 種	試 験	学 歴 免 許 等	初 任 給
	I 種		2 級 1 号俸
	II 種		1 級 21 号俸
	III 種		1 級 1 号俸
採用試験 種	A 種		1 級 22 号俸
	B 種		1 級 11 号俸

別表第二の公安職俸給表(初任給俸給表)の欄に「この表」の次に「又は第 4 項の表」を  
え、同表の欄に次の二項を加える。

採用試験 種	試 験	学 歴 免 許 等	初 任 給
	総合職(院卒)		2 級 15 号俸
	総合職(大卒)		2 級 5 号俸
	一般職(大卒)		1 級 25 号俸
	一般職(高卒)		1 級 5 号俸
	専門職(大卒一群)		2 級 2 号俸
採用試験 種	専門職(大卒二群)		1 級 25 号俸
	専門職(高卒)		1 級 5 号俸
	専門職(高卒)		1 級 5 号俸

そ の 他	修 士 課 位 修 修 了 卒	校	卒	2 級 13 号俸
	修 士 課 位 修 修 了 卒			1 級 1 号俸

別表第二の公安職俸給表(初任給俸給表)の欄に「この表」の次に「又は第 5 項の表」を  
「総合職(院卒)」又は「総合職(大卒)」と定める。別表の欄に「この表」  
の次に「又は第 6 項」を定める。別表の欄に「この表」の次に「又は第 5 項の表」  
5 平成 24 年 2 月 1 日前に告知された採用試験の結果に基づいて職員となつた者には、次の表を  
適用する。

採用試験 種	試 験	学 歴 免 許 等	初 任 給
	I 種		2 級 5 号俸
	II 種		1 級 25 号俸
	III 種		1 級 5 号俸
採用試験 種	A 種		2 級 2 号俸
	B 種		1 級 15 号俸

6 試験欄の「I 種」の区分の適用を受ける者のうち、「博士課程修了」、「修士課程修了」、「専門職  
学位課程修了」又は「大学 6 卒」の学歴免許等の資格を有する者で相当高度の研究業績を有す  
る者をもって充てる必要がある官職に採用されるものについては、前項の表の初任給欄の号俸  
が「博士課程修了」にあつては「2 級 33 号俸」、「修士課程修了」、「専門職学位課程修了」又は「大  
学 6 卒」にあつては「2 級 17 号俸」と定められているものとして取り扱うものとする。

業 剤 師	大 学 6 卒	2 級 15 号俸	業 剤 師 大 学 卒	2 級 1 号俸
	大 学 卒	2 級 1 号俸		

3 薬剤師法の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 134 号)附則第 3 条の規定により薬剤師と  
なつた者に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「大学 6 卒」の区分によるものとする。

別表第三の公安職俸給表(初任給俸給表)の欄に「この表」の次に「又は第 1 項の表」を  
「総合職(院卒)」又は「総合職(大卒)」と定める。別表の欄に「この表」  
の次に「又は第 2 項」を定める。別表の欄に「この表」の次に「又は第 1 項の表」  
学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 学位 獣医学 又は「実学若  
しくは獣医学」と定める。

別表第三の公安職俸給表(初任給俸給表)の欄に「I 種、II 種若しくは B 種」や「総合職(院  
卒)、総合職(大卒)、一般職(高卒)若しくは専門職(高卒)」及び「正規の試験」や「採用試験又は経  
験者採用試験」及び「I 種」や「総合職(院卒)又は総合職(大卒)」及び「III 種」や「一般職(高  
卒)又は専門職(高卒)」及び「A 種、B 種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「5.5」と  
する。」別表の欄に「第 1 項」の次に「及び第 6 項」を定める。別表の欄に「この表」の次に「有する  
者」の次に「(第 7 項において「第 2 級総合無線通信用士等」という。)」を定める。別表の欄に「第 1 項の  
規定」及び「III 種」や「一般職(高卒)又は専門職(高卒)」及び「この表」の次に「I 種」を定める。